

京都市動物愛護事業推進基金条例（平成24年3月8日京都市条例第30号）
（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）

本市の動物愛護の推進の拠点となる「京都市動物愛護センター（仮称）」の整備等の動物愛護事業の推進に必要な資金を積み立てるため、京都市動物愛護事業推進基金を設置することとしました。

この条例は、平成24年3月8日から施行することとしました。

京都市動物愛護事業推進基金条例を公布する。

平成24年3月8日

京都市長 門川 大作

京都市条例第30号

京都市動物愛護事業推進基金条例

(設置の目的)

第1条 本市が行う動物愛護（動物の愛護及び適正な飼養をいう。以下同じ。）に関する事業（動物愛護の推進の拠点となる施設を整備する事業を含む。以下「事業」という。）の推進に必要な財源に充てるため、京都市動物愛護事業推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 次に掲げるものは、基金として積み立てるものとする。

- (1) 予算をもって定める金額
- (2) 前条の目的のための寄付金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)